

福祉医療給付制度と災害共済給付制度について

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

保育園・幼稚園、学校管理下での災害(負傷・疾病等)については、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証・重度心身障害(児)者医療証)は、使用できません。

保育園・幼稚園、学校管理下での災害(負傷・疾病等)で医療機関を受診した場合の医療費の支払いは、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』が優先となり、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証・重度心身障害(児)者医療証)は使用できません。保険証のみで受診し、医療費の自己負担分をお支払いいただき、各園・学校で災害共済給付の手続きを行ってください。(領収書は保管しておいてください。)

ただし、医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円(自己負担分、未就学児2割1,000円、小学生以上3割1,500円)未満の場合は、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』の対象になりませんので、自己負担分について払い戻しができます。下記福祉医療給付制度窓口に申請してください。

【払い戻しの申請をする際に必要なもの】

- ①領収書 ②医療証 ③お子様の健康保険証 ④扶養義務者名義の通帳 ⑤窓口に来る方の本人確認書類 ⑥代理権確認書類(扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者の公的書類1点)

《注意》

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。

※福祉医療給付制度請求の申請期限は、医療機関へ支払った日の翌日から2年になります。例：支払日4月10日の場合、起算日4月11日→申請期限は、2年後の4月10日

災害共済給付制度窓口

- 各保育園・幼稚園 ○各高等学校・高等専門学校等
○各小・中学校または
鶴岡市教育委員会学校教育課学事保健係 TEL0235-57-4865

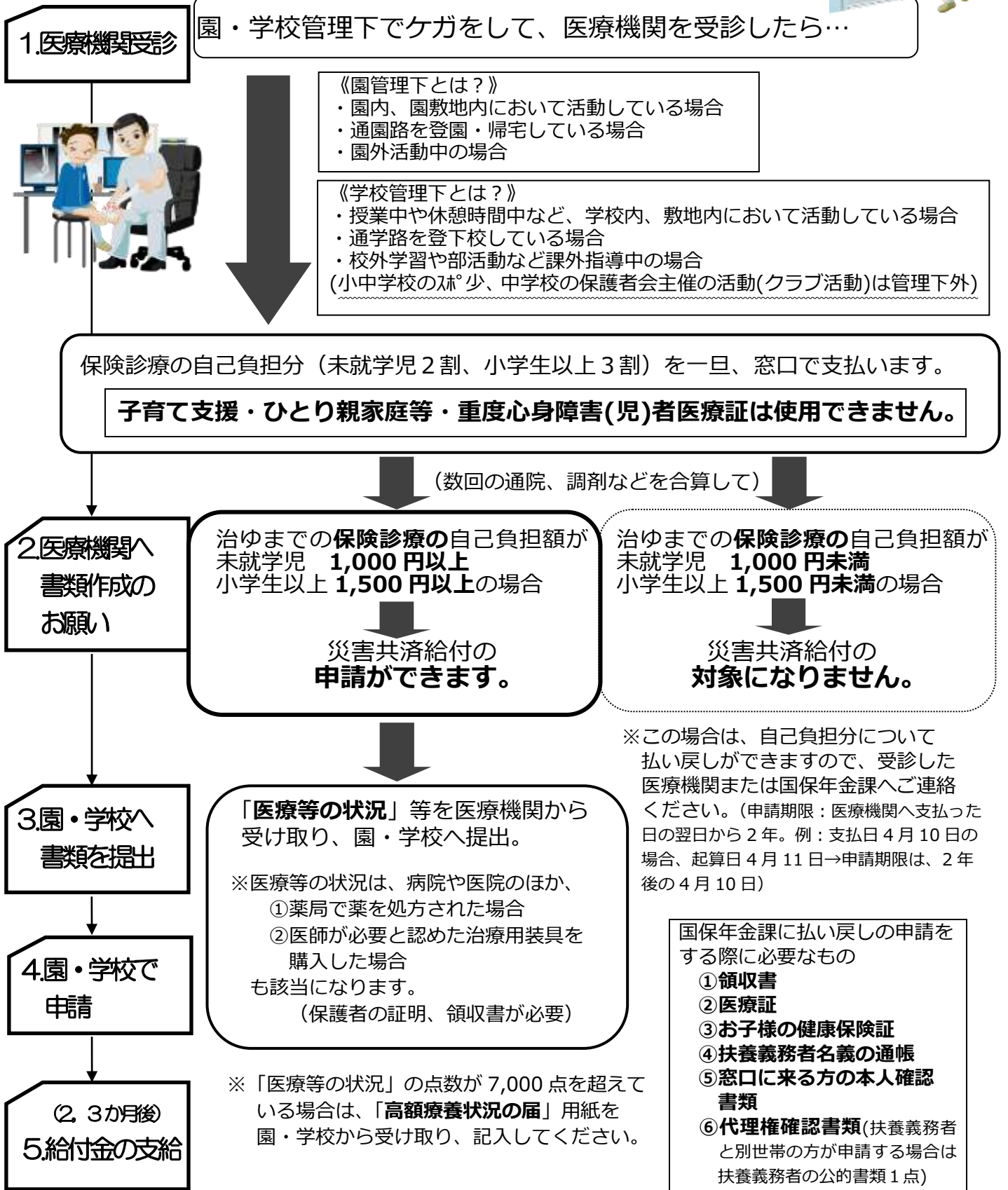
福祉医療給付制度窓口

- 鶴岡市役所国保年金課 TEL0235-35-1292 内線124・128
○地域庁舎市民福祉課 市外局番0235
藤島庁舎 TEL64-5807 直通 羽黒庁舎 TEL26-8773 直通
櫛引庁舎 TEL57-2113 直通 朝日庁舎 TEL53-2114 直通
温海庁舎 TEL43-4614 直通

《日本スポーツ振興センターの手続きについては、裏面をご覧ください。》

福祉医療給付制度と災害共済給付制度について 独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き

鶴岡市国保年金課



※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。

※万が一、医療証を使用した場合は、園・学校または鶴岡市役所国保年金課(0235-35-1292 内線128)へご相談ください。